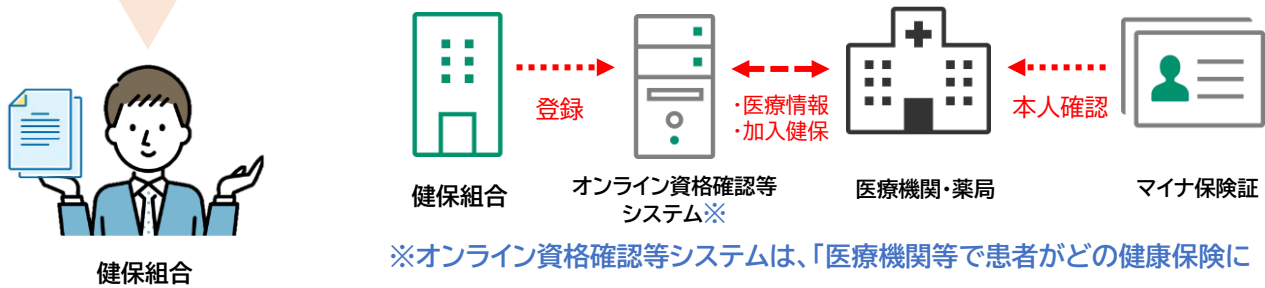


扶養認定後の流れについて

健保組合で扶養認定されてから医療機関等の受診までの流れは下記の通りになります。

マイナ保険証をお持ちの方

健保組合が資格情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票住所)及びマイナンバーを登録することで、医療機関等が患者の医療情報や加入先の健保組合が確認できるようになります。



マイナ保険証が使えるようになるまでには**資格情報とマイナンバーが正しく登録された場合、最短 3 営業日後からマイナ保険証で受診することができます。**

マイナポータル※ にアクセスして、医療保険の資格情報画面に富士フィルムグループ健保組合の資格情報が登録されていれば、マイナ保険証で受診できます。

※ 反映までに時間がかかりますが、健保WEBシステム KOSOMO Webの「資格情報のお知らせ」でも確認できます。

【医療保険の資格情報画面】

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提出してください。

項目	内容
保存日時	年 月 日 時 分
保険者名	富士フィルムグループ健康保険組合
保険者番号	
姓	
名	
生年月日	
性別	
氏名	

70歳以上の方では後援者医師の加入先

一部 加入先 組合 一

有 効 期 限 一

(注) マイナ保険証の読み取りができない特別な場合には、保存したPDFファイルもマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提出することで受診いただけます。なお、70歳以上の高齢者医師の加入先の方は、表示されている有効期限の形事に併し、一部有効期限が満了になる場合がありますので、ご確認ください。

① 上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。
※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。

② ログイン後、「健康保険証」を押します

③ 富士フィルムグループ健康保険組合の資格情報が表示されます

④ ③画面の下部「この情報を保存」からPDF保存できます。

⚠ 被扶養者が認定基準を満たさなくなった場合は、被扶養者資格の喪失手続きが必要になります。認定基準については、健保HP [扶養家族に関する手続き](#)をご確認ください。